

津市私道における公共下水道築造工事実施要綱

平成18年1月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道に面した建築物の排水設備及び水洗便所の普及の促進を図るため、私道についての公共下水道を築造する場合に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは「公道」(道路法、昭和27年法律第180号第2条第1項の規定による道路及び国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条第1項に規定する国有財産並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条第1項に規定する公有財産のうち一般交通の用に供されている道路をいう。)以外の道で処理区域内のものをいう。

(適用私道)

第3条 この要綱は、次に掲げる要件を備えたものに適用する。

- (1) 片側が公道に接続し、公衆用道路として公共性の高いこと。
- (2) 公共下水道の布設が可能であること。
- (3) 私道に係る土地の所有権者及びその他の権利者が、当該私道に公共下水道を布設し、及び当該公共下水道に関し将来にわたって市に協力する旨の同意していること。
- (4) 当該私道に係る公共下水道に下水を排除すべき戸数の2分の1以上のものが、直ちに水洗便所に改造し、公共下水道に接続すること。
- (5) 当該私道に係る公共下水道に下水を排除すべき戸数が2戸以上あること。
- (6) その他市長が必要と認めたもの。

(申請)

第4条 市長は、この要綱の規定に基づき、私道に公共下水道の布設を希望する者があるときは、その代表者から、次の各号に掲げる書類を添付した公共下水道布設申請書(様式第1号)を提出させるものとする。

- (1) 公共下水道布設申請人名簿(様式第2号)
- (2) 私道位置図及び土地所有者区画図(様式第3号)
- (3) 公共下水道布設承諾書(様式第4号)
- (4) 当該所有地の登記簿謄本の写し

(5) 当該私有地の土地所有者の印鑑登録証明書

(採否の決定)

第5条 市長は、前条の規定により公共下水道布設申請書の提出があった場合は、必要な調査を行い、申請事項の採否を決定し、その結果を公共下水道布設決定通知書(様式第5号)により申請代表者に通知するものとする。

2 前項の布設決定は、毎年度予算の範囲内でこれを行うものとし、移転物件のあるときは、津市又は占有者が実費を負担するものとする。

(完成後の措置)

第6条 公共下水道施設の所有者は、津市に帰属する。

2 公共下水道の維持管理は市が行う。

3 この要綱の規定により布設した公共下水道を新たに利用しようとする者があるときは、既利用者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(現状維持の原則)

第7条 公共下水道が布設された私道は、第5条に定める決定を受けたときの形状を維持しなければならない。ただし、市長の許可又は指示により変更する場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反した場合は、市長が定める日までにその関係者は自費により原形に回復しなければならない。

(施行の細目)

第8条 当該私有地の土地の所有権者は、事情の変更により、又は当該公共下水道の布設の廃止及び布設替えを必要とするときは、関係者の同意書を添付し、市長の承認を受けなければならないものとする。

2 前項の規定により布設の廃止又は布設替えをする者は、それに要する諸費用を負担しなければならないものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

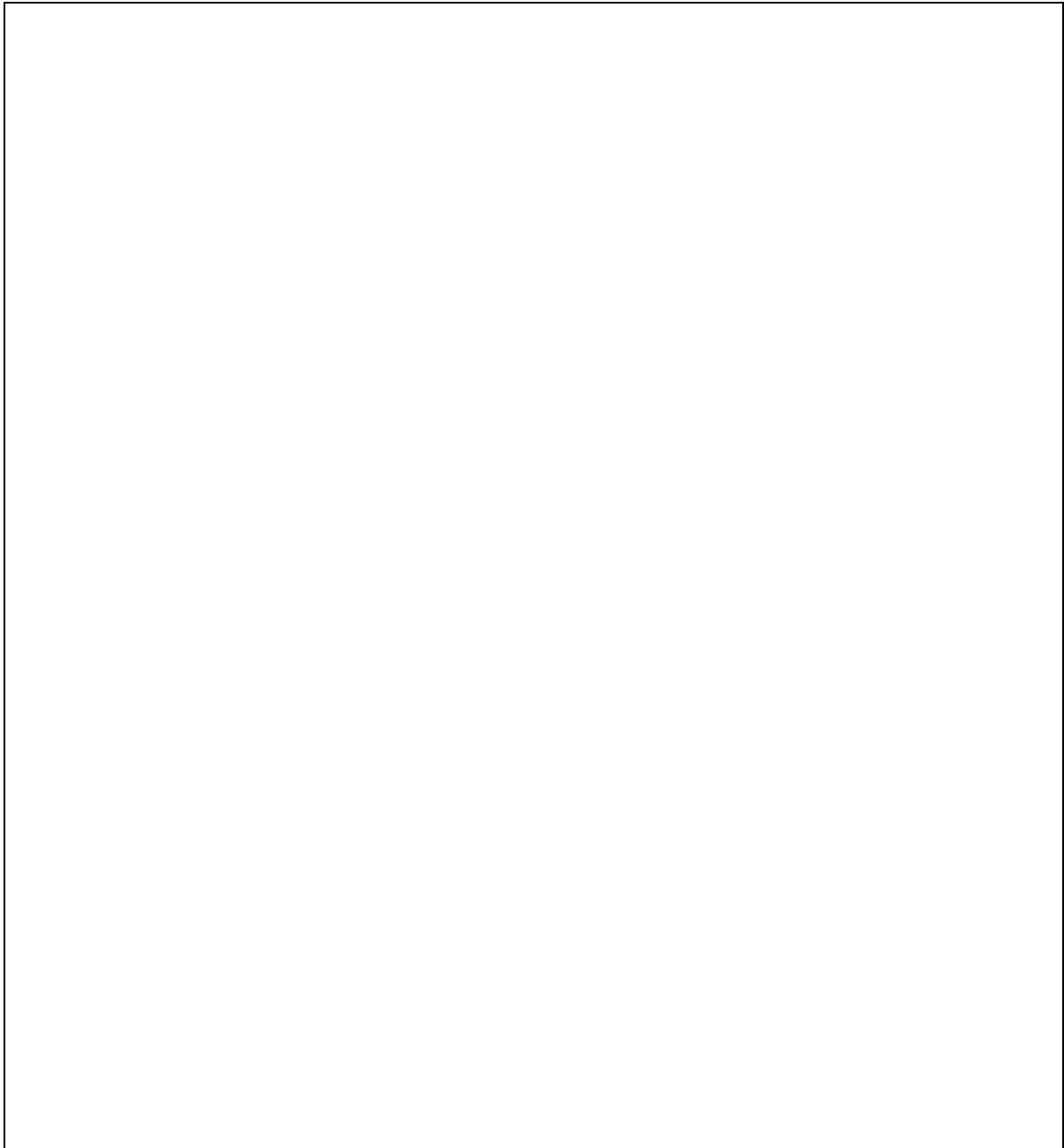
様式第 2 号

公 共 下 水 道 布 設 申 請 者 名 簿

	住 所	氏 名	印	水洗化希望の 有・無	様式第 3 号の 図面对象番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

様式第 3 号

私道位置図及び土地所有者区画图



(注 意)

- 1 様式第 2 号、第 4 号の図面对象番号を本図面の中に記入し、各希望者の氏名を記入のこと。
- 2 公道と私道の区分を明らかにすること。
- 3 私道の幅員、管布設予定延長を記入すること。

様式第 4 号

公 共 下 水 道 布 設 承 諾 書

平成 年 月 日

(あて先) 津市上下水道事業管理者

承諾者代表 住所 _____

氏 名 _____ 印
(電話 _____)

私の所有地に公共下水道を布設すること及び当該公共下水道の維持管理のため、貴職の命を受けた者が私の所有地に立ち入ることを承諾します。

なお、布設に要する土地は公共下水道用地として、津市下水道局に無償で貸付け、将来においても、これについて異議の申し立て、津市下水道局の承諾なくして公共下水道構造の変更及び撤去をすること並びに事前に津市下水道局に届け出ることなく所有地の売却はいたしません。

土 地 所 有 権 者			所有地の番地	様式第 3 号の 図面对象番号
住 所	氏 名	印		

津市指令下建第 号

公共下水道布設決定通知書

申請者代表

様

平成 年 月 日付けで申請のありました私道への公共下水道布設の
ことについて、次の条件を付して決定したので、通知します。

平成 年 月 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

記

1 工 事 場 所 津市 地内

2 着工予定年月日 平成 年 月

3 完成予定年月日 平成 年 月

4 条 件

- (1) 供用開始後は、速やかに排水設備工事を実施すること。
- (2) 完成後の下水道は、津市下水道局の所有に帰属する。
- (3) 完成後の下水道の維持管理は津市下水道局が行う。
- (4) 新たに利用の申し出をした者があるときは、正当な理由のないかぎり、
接続を拒んではならない。